

カントの永遠平和論から日本国憲法第九条を見る

寺 田 俊 郎
(PRIME 所員)

永遠平和のための予備条項

【第一条項】 将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない。

【第二条項】 独立しているいかなる国家（小国であろうと、大国であろうと、この場合問題ではない）も、継承、交換、買収、または贈与によって、ほかの国家がこれを取得できるといことがあってはならない。

【第三条項】 常備軍は時とともに全廃されなければならない。

【第四条項】 国家の対外紛争にかんしては、いかなる国債も発行されてはならない。

【第五条項】 いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない。

【第六条項】 いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない。たとえば、暗殺者や毒殺者を雇ったり、降伏条件を破ったり、敵国内での裏切りをそそのかしたりすることが、これにあたる。

永遠平和のための確定条項

【第一条項】 各国家における市民的体制は、共和的でなければならない。

【第二条項】 国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである。

【第三条項】 世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。

永遠平和のための秘密条項

公の平和を可能にする諸条件について哲学者がもつ格率が、戦備を整えている諸国家によって、忠告として受け取られなければならない。

（イマヌエル・カント『永遠平和のために』1795年）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

（日本国憲法）

はじめに

イマヌエル・カントの『永遠平和のために』（1795年）はすでに古典の一つであるが、この小さな著作が1990年代に再評価され始めた。それは、この作品の出版200年にあたる1995年前後に、記念行事が世界各地で開かれたからばかりではない。東西冷戦後の新しい世界秩序が模索されるなかで、カントが提唱した「世界市民」という理念に基づく永遠平和の構想が、一つの手がかりとして注目されるようになったからでもある。だが、21世紀に入っても新しい世界秩序をめぐる混迷が続き、2001年9月に合州国で起きたテロ事件、いわゆる〈9・11〉で頂点に達した。このテロに対する報復

としてブッシュ合州国政権はアフガニスタンに侵攻、2003年には全世界で沸き起こった批判の声を無視してイラクに侵攻することによって、覇権主義的な世界戦略をいっそう露わにし、暴力によって世界秩序を築くという力の論理を臆面もなく押し通そうとした。そのような状況のなかで、カントの永遠平和論は、力の論理に対抗する人々にとってはインスピレーションの源として、力の論理を支持する人々にとっては批判の対象として、論議的であり続けている。

日本で永遠平和論の新しい翻訳がここ数年の間に立て続けに出版された⁽¹⁾のも、そのような世界情勢と無関係ではないだろう。しかし、日本の場合、やはり東西冷戦終結後に加熱した改憲論議も背景にあるように思われる。実際、集英社版の『永遠平和のために』の帯の謳い文句に「この小さな本から『国連』や『憲法第九条』が生まれた」とある。その虚実⁽²⁾はともかく、日本の読者の関心を見据えた文句ではあろう。だが、カントの永遠平和論は、実は、そう単純には日本国憲法第九条を支持する論理にはならない。それどころか、読み方によっては、第九条改訂を支持する論理にすらなりうる。永遠平和論の「常備軍の全廃」の条項のみに注目し、それを字句通りに解釈するとそうなりうるのである。しかし、永遠平和論の主張全体に目を配るとき、話は変わってくる。本稿では、それを示したい。そして、永遠平和論の主張全体から第九条を見るという姿勢は、憲法第九条をめぐる今日の議論にとってきわめて重要な視点を提示しうる、と私は考える。

1 永遠平和論の第三予備条項と第九条

第九条と内容的に直接的なつながりを連想させるのは、常備軍の全廃を訴える永遠平和論の有名な一節、第三予備条項である。まずそこから考え始めよう。「第三条項 常備軍は時とともに全廃

されなければならない」(一六、345)⁽³⁾。

カントは、常備軍が廃止されなければならない理由として、次の二つをあげている。(1)常備軍は、他の諸国をつねに戦争の脅威にさらし、果てしのない軍拡競争を引き起こすから、軍事費が増大し、最終的に平和のほうが短期の戦争より重荷となり、その重荷を逃れるために、常備軍自身が先制攻撃の原因になる(一六～一七、345)。(2)人を殺したり殺されたりするために雇われることは、国家によってたんなる道具として使用されることだが、これは「われわれ自身の人格の内なる人間性の権利」と調和しない(一七、345)。

いずれの理由も相当な説得力のあるものではないだろうか。まず、第一の理由は、近代的な軍備というものの本性を見抜くカントの目の鋭さをうかがわせる。クラウゼヴィッツやカール・シュミットのように戦争を政治の一部として正当化する論者を「現実主義者(リアリスト)」と呼ぶことがあるが、そういった現実主義者の主張の虚妄を見事に言い当てている。常備軍をもつということは、政治が軍備を手段として使うのではなく政治が軍備に手段として使われるという転倒に至るおそれを、避けがたくはらんでいるのである。事実、カント以後の歴史はその実例を示し続けてきたし、かつて日本が破滅の道を歩んだ原因の一端もそこにあった。いわゆる現実主義者は、少なくともこの件にかんしては、自認するほど現実的ではないのである。

他方、第二の理由は、カントの実践哲学(道徳哲学・法哲学)の基本的な主張から直接由来する。「われわれ自身の人格の内なる人間性の権利」とは、唯一の根源的な人間の権利である「自由」のことである⁽⁴⁾。その自由の主体である人格は尊厳をもつものとして尊重されるべきであり、たんなる手段として使用されてはならない⁽⁵⁾。このような道徳的・法的原理を堅持しようとする姿勢と、先に見たような現実に対する鋭い洞察との組

み合わせが、永遠平和論の特徴の一つだと言ってよい。

しかし、このように決然とした調子で常備軍の廃止を訴えるカントではあるが、これに二つの留保を付け加えていることを見逃してはならない。一つは、この条項の遂行は状況に応じて延期することが許されるというものである。それは「時とともに」という文言にも示唆されているが、この章の終りで詳しく説明されている。予備条項のうち第一、第五、第六は、「…厳格で、事情がどうであろうとも通用し、ただちに禁止を迫るといった種類の法則」（二二、347）であるが、他の条項（第二、第三、第四）は、「…その執行にかんしては、事情によって、主観的に権能の幅を上げ、実行を延期することが許されている」（同上）。

もう一つは、国民が自発的に国防のために武器を取る可能性を認めていることである。「…国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとは全く別の事柄である」（一六、345）。留意したいのは、この一節は、常備軍が廃止されなければならない第二の理由と連動していることである。国家が人を雇って戦争に赴かせるとすれば、人間性の権利ないし人格の尊厳を毀損することになるが、国民が「自発的に」国防のために武器を取ることは、そうではない、というのである。ここでカントの念頭にあるのは、フランス革命戦争において「ラ・マルセイエーズ」を歌いながら義勇兵として戦った市民たちの姿であることは、想像に難くない。また、永遠平和論が出版されたまさにその年に、プロイセン、オーストリア、ロシアの三国によってポーランドが分割され、消滅したが、カントはそれを間近で見ていた。その悲劇もカントの脳裏を去ることはなかったであろうことは、第2、第6予備条項にも見てとられる。そのような外圧に苦しむ国民が武力によって防衛する権利を、カントは擁護しているのである。

ここにも、カントの現実主義的な眼差しが認められる。この時代の国際情勢をホッブズ的な自然状態、すなわち「万人の万人に対する戦い」の状態と見る、現実主義的な認識である。常備軍の廃止を「事情によって」延期することが許されるといふときの「事情」とは、まずこのような過酷な国際情勢を指すであろうし、また、国民が自発的に国防のために武器を取る可能性が認められる背景にあるのも、同じような国際情勢に対する眼差しであろう。

以上のような留保をもつ永遠平和論の第三予備条項と第九条とを比較するならば、第九条はあまりにも理想的であり、要求の高すぎるものであるように見える。第三予備条項に照らしてみれば、常備軍は時とともに全廃されなければならないとしても、ただちにそれを実行しなければならないわけではなく、また、全廃したとしても、侵略の恐れがあるかぎり、それに代わって国民が自発的に行う国防を考えてよいのである。

これに対しては、次のような反論も考えられる。ここで国民が自発的に手に取ると想定されている武器はせいぜい銃や砲までであろうが、その程度の武力では現代において国防の役には立たない。現代において実効的な国防を行おうとすれば、高度な兵器とそれを操ることのできる専門家集団が必要である。したがって、現代において市民が自発的に行う国防は現実的に不可能である。

しかし、この反論に対しては、民主主義国における常備軍は国民が自発的に行う国防のようなものではないか、という反論も考えられる。その論理は次のように構成されるだろう。まず、人を雇って戦争に赴かせる国家としてカントが念頭に置いているのは、絶対君主国家だと考えられるのに対して、国民が自発的に武器を取る国家として考えられているのは共和国だと考えられる。「共和国（Republik = 共和制）」ということでカントが考えているのは、国民の自由と平等が保証され、共同

の立法に服するような国家である（二八～二九、349-350）。それは、現代のわれわれの言葉遣いでは、民主主義国のことであると言ってよいだろう。そして、カントは、世界の国々が共和国になることが、永遠平和実現のための条件の一つだと考えていた（第一確定条項）。そこで、民主主義国における、国民の志願ないし徴兵によって成立し、議会の統制の下に置かれる常備軍は、カントのいう市民による自発的な国防の一種ではないか、そして、日本の自衛隊もまさにそのような常備軍の一種ではないか、と考えることができる（日本の民主主義そして自衛隊の文民統制（civilian control = 市民による統制）が真に機能していると言えるか、という問いはさしあたり措く）。

このような議論によれば、われわれの今なすべきことは、自衛隊という常備軍を全廃することではなく、それを完全な文民統制の下に置く努力を払うことであるということになるだろう。

2 永遠平和論の第二および第三確定条項と第九条

道徳的・法的原理を堅持しつつ現実の状況に現実主義的な眼差しを注ぐという姿勢は、国際的秩序、さらには世界市民的秩序にかんするカントの構想にも見られる。永遠平和論の中心的な主張と目されてきたのは、戦争を防ぐことのできる世界秩序の提案である。そのような世界秩序としてカントが提案したのが諸国家の連合（Völkerbunt = 国際連盟）ないし連邦制度（Föderalism）に基づく国際法（Völkerrecht）であった。そして、この諸国連合を補うものとして考えられたのが、世界市民法／世界市民権（Weltbürgerrecht）⁽⁶⁾である。

諸国連合が提案されるのは第二確定条項においてである。「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎をおくべきである」（三八、354）。ここでは、国々が、個々の人々と同じように、「それぞれの権利が保障される場として、市民体制と類似

した体制と一緒に入ることを要求でき、また要求すべきである」ことが前提とされている。しかし、それは「国際連盟（Völkerbund）」であって「国際国家（Völkerstaat）」ないし「世界共和国」ではない（同上）とされる。そして、第三確定条項において世界市民法／権が提案される。世界市民法／権とは「外国人が他国に足を踏み入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはない、という権利」（四七、358）である。

興味深いのは、世界市民法／権にきわめて限定的な内実しか与えられず、国際法を補う二次的な役割しか認められていないことである。「世界市民法／権は、普遍的な友好（Hospitalität = 歓待）をもたらす諸条件に制限されなければならない」（同上）と宣言され、世界市民権としてあげられているのは「訪問権」のみである。このような限定は、いささか奇妙に響く。なぜなら、世界市民法／権の根拠が「地球の表面を共同で所有するという権利」（同上）とされていることから考えれば、他にもさまざまな世界市民の権利とそれを保証する法とが提案されてもおかしくはないからである。

なぜか。一つの理由は、すでに第二確定条項から明らかだろう。カントは国際国家あるいは世界共和国という理念を斥けたのであるから、世界市民の法／権利を保障する体制がないことになるのである。人々の権利を保障するものは立法、執行、司法の三権を備えた国家のみであり、国家が保障するのは国民（国家市民）の権利でしかない。しかし、さらにもう一つの理由が考えられる。それは、世界中に出かけて行って「訪問権」以上の権利を主張し、傍若無人に振る舞うヨーロッパ列強に対する批判、すなわち植民地主義批判である。

後者の理由は後で取り上げるので、ここでは前者の理由のみ検討しておきたい。なぜカントは世界市民法／権を保障する世界共和国を斥けたのか。

直接的にあげられている理由は次のようなものである。(1)複数の民族(Volk=国民)が一つの民族(国民)を構成するのは矛盾である、なぜなら諸民族(諸国民)は「各々が一つの国家をなすべきであって、一つの国家に融合すべきではない」(三八-三九、354)から。しかし、さらに二つの理由を見出すことができる。(2)諸国家は「理性に従えば」必然的である世界共和国を実際には望まないから、「一つの世界共和国という積極的理念の代わりに、(…)戦争を防止し、持続しながら絶えず拡大する連合という消極的な代替物のみが、法を嫌う好戦的な傾向の流れを阻止できる」(四五、357)という理由。(3)「他を制圧して世界王国を築こうとする一大強国によって諸国家が溶解してしまう」と、統治範囲が広がるとともに法は重みを失うから、「魂のない専制政治」がもたらされ、最終的に「無政府状態」に陥る(六九、367)という理由。

これらの理由をどう解釈すべきかについては、研究者の間にもさまざまな議論があるが、ここで詳しく検討することはしない⁽⁷⁾。ただ、次のような仮説を提示して論を先に進めることにする。道徳的・法的原理に基づいて考えれば世界共和国が帰結するはずだが、主権国家を基本単位とする世界体制が現に成立しているかぎり、世界共和国を暴力や権力の強制に頼らないで実現することはきわめて困難であるから、「理性にしたがえば必然的な」「積極的理念」としての世界共和国の代わりに、「消極的代替物」としての諸国連合を提案したのだという仮説である。それは、たんに現実的な状況に妥協するということではない。主権国家の枠組みという現実的な状況のなかで、暴力や権力による強制——道徳的に不正であり、したがってまた永遠平和の理念そのものに反する手段——に訴えることなく、世界共和国に近づくにはどうすればよいか、という問いに対するカントなりの切実な答えだったと考えることもできる。こ

こにも、状況に対する現実的な眼差しとともに、道徳的・法的原理を堅持しようとする姿勢を読みとることができるのである。

このような主権国家から成る世界秩序を確固たる前提とするカントの永遠平和論に照らせば、第九条はやはり過大な要求をしていることになるのではないだろうか。なぜなら、世界の大多数の国々が、主権の一部として軍備を保持しているなかで、その主権を自ら制限することを要求することになるからである。世界共和国が樹立されるのでないかぎり、諸国連合の国々が同時に常備軍を全廃するか漸進的に削減していくかのいずれかしか道はないように思われるのである。

3 永遠平和論の現代的命脈と第九条

以上のように、永遠平和論の字句に沿った解釈のみに基づくかぎり、第九条はあまりに理想主義的であり、高すぎる要求を課すものと言わざるをえないように思われる。しかし、すでに繰り返し指摘してきたように、永遠平和論のきわだった特長は、道徳的・法的理念を堅持するとともに状況に対する現実主義的な応答を忘れないところにある。その精神を忘れてしまえば、今日永遠平和論を読む意義が半減するというものであろう⁽⁸⁾。われわれが直面する現実とはカントが直面していた十八世紀の現実とは、当然のことながら、数々の点で異なっている。永遠平和論において凝縮された表現を与えられているカントの道徳的・法的理念をさらに深く掘り下げると同時に、現代のわれわれを取り巻く現実の状況を注視しつつ考えることによって、永遠平和論と第九条とをつなぐ新たな視座を開くのでなければならない。

二百年前のカントが直視していた状況と現代のわれわれが直面する状況との違いは、枚挙にいとまがない。すでに言及したように、軍備の規模と性質が大きく変わり、それにとまって戦争のあ

り方そのものが変貌した。また、産業革命を経て資本主義が高度に発達し、世界経済のあり方も変貌した。そうしたさまざまな違いのなかから、先に検討した第二確定条項と第三確定条項に直接関連する二つを取り上げたい。一つは、カントのいう諸国連合が、さまざまな問題をはらみつつも、すでに存在しているということである。言うまでもなく、国際連合（以下「国連」と略記）である。もう一つは、カントのいう「世界市民」の活動領域、いわば世界市民社会が成立しつつある、ということである。

前者の諸国連合の存在という現実から考えよう。前節でも見たように、主権国家を基本単位とする世界体制を動かしがたい前提としたために、カントは「積極的な理念」である世界共和国に代わって諸国連合という「消極的代替物」を提唱せざるをえなかった。世界共和国を形成するためには、諸国は主権を放棄し、世界共和国に移譲することになるが、そのようなことを諸国は容易に受け入れそうもないからである。しかし、このような主権の移譲という理念は、今日では——厳密な意味での「移譲」という形ではないにしても——国連体制のもとでいくつかの具体的な形をとって実現している。まず、国連の集団的安全保障が事例としてあげられるだろうし、比較的新しい事例としては国際司法裁判所や国際刑事裁判所があげられるだろう。そして、第九条は、国連の集団的安全保障の理念に一致した、主権の放棄と委譲のきわめてラディカルなモデルだと言える。

諸国連合というカントの理念は、第一次世界大戦という人類の悲惨な経験の後、1920年に国際連盟として実現した。しかし、国際連盟は、第二次世界大戦というもう一つの悲惨な経験を防ぐことができず、その非力を露呈して挫折し、第二次世界大戦後あらたな諸国連合として国連が設立された。1945年に設立されて以来、国連は完全と言うにはほど遠く、不十分さと非力とを露呈し続けて

いるが、しかし、地球上のほとんどの国が加盟し、国際法の秩序を支える一つの連合として機能し続けている。

第九条はこの国連の理念に一致するものであり、その理念を追求しようという日本の決意に基づくものである。日本が九条を採択した理由の一つには、たしかに占領軍総司令部の有形・無形の圧力もあっただろうが、国際法を遵守し国際法に基づく世界秩序の構築に貢献しようという——自らの国土と社会とを破滅に導いた軍国主義と侵略戦争とに対する悔恨の念にも発する——決意があったこともまた、確かである。そして、第二次世界大戦の終わり以来、日本は他国を武力で侵略することもなければ侵略されることもなかったことを考えれば、第九条は、その決意を実現することに寄与するものであったと言える。

以上のように、永遠平和論で提示された国際的秩序および世界市民的秩序の理念と、その理念の実現の歴史とを念頭に置くと、少なくとも次のように言うことができるのではないだろうか。たしかに完全なものと言うにはほど遠いが、世界共和国のかけがえのない「消極的代替物」であるところの現存の諸国連合を、道徳と法とにかなった世界秩序に、道徳と法とにかなった手段で近づいていくことのできる現実的な体制として、支持し擁護するつもりがあるなら、第九条をも擁護すべきである、と。

この観点から第九条を擁護することは、現在の世界情勢を顧慮するならば、いっそう重要である。(9.11)を待つまでもなく、すでに冷戦の終結以来、唯一の超大国となったアメリカ合衆国は、かけがえのない諸国連合である国連と国際条約とを軽視してきた。国連という諸国連合に基づく世界秩序を目指すのではなく、自国が中心となって新たな世界秩序をつくろうという野望を露わにし、まさにカントのいう「他を制圧して世界王国を築こうとする一大強国」として振る舞っている。こ

のような状況の下で日本が第九条を堅持することには、日本が合州国の覇権主義的な野望に与するのを防ぐということ以上の大きな意義がある。国際社会と世界市民の社会とに、第二次世界大戦後の日本と国連とが共通の出発点としたあの理念と決意とを想起させ続けるという意義である⁽⁹⁾。

次に、世界市民社会の形成という現実である。東西冷戦終結後、環境、人口、貧困などグローバルな問題をテーマとする国際会議が国連によって開催されてきたが、そこでは諸国家の代表だけではなく、非政府組織（NGO）が大きな役割を果たしてきた。それ以前も、NGOは国連や各種国際機関にオブザーバーとして参加し、文書や口頭で意見を表明することを認められてきたが、1992年の「地球サミット」（環境と開発に関する国連会議）以来、国連開催の国際会議において、たんなるオブザーバーではなくパートナーとして位置づけられるようになった。それは、冷戦終結後、国家の枠組みだけでは解決困難な地球規模の問題がクローズアップされ、国家の枠組みを超える国際的なNGOの実力が認められるようになったからである。事実、1990年代の気候変動枠組条約、対人地雷全面禁止条約、国際刑事裁判所設立規定などの多国間条約の成立には、NGOのネットワークが影響力を発揮した⁽¹⁰⁾。このようなNGOのネットワークに代表される市民のネットワークが構成する領域は、カントのいう「世界市民」の社会と呼ばれるにふさわしい。カントのいう「世界市民」とは、人類が有限な地球を共有していることを自覚し、地球上のさまざまな問題をめぐる公共的な議論にコミットする（「理性を公的に使用する」）人々のことである。

その世界市民社会の出現を支えたのは、言うまでもなく、コミュニケーション手段の飛躍的な発達である。18世紀における地球上のコミュニケーションの発達状況を前にして、すでにカントは次のように語ることができたが、それは今日ではいっ

そう現実味を帯びているのである。「さて、地球上の諸民族（諸国民）の間にいったんあまねく行きわたった共同体は、地上の一つの場所で生じた法／権利の侵害がすべての場所で感じとられるまでに発達を遂げたのであるから、世界市民法／権の理念は、もはや空想的で誇張された法／権利の考え方ではなく、公的な人類法一般のために、国法や国際法に書かれていない法典を補足するものとして必要なのであって、人々はこうした条件の下においてのみ、永遠平和に向けて絶えず前進しつつあると誇ることができるのである」（八三、360）。

国際紛争の種となるさまざまな問題を解決する手段は、もはや国家間の交渉や戦争のみではない。国際社会ないし国連による解決の努力があり、さらに世界市民社会による解決の努力がある。たしかに国連も世界市民社会も完全というにはほど遠く、楽観的な期待をすることはできない。たとえば、国際社会も世界市民社会も、2003年の合州国のイラク進攻を止めることはできなかった。しかし、世界市民社会はすでに形成されつつあり、その力はすでに発揮されている。暴力に訴えることなく道徳と法とにかなった世界秩序を構築する条件は、いっそう整ってきているのである。このような状況のなかに第九条を置いてみると、先に述べたことに加えて、次のように言えるだろう。世界共和国のかけがえのない「消極的代替物」とあるところの現存の諸国連合を補って、道徳と法とにかなった世界秩序に、道徳と法とにかなった手段で近づいていくことを後押しする世界市民社会が形成されつつあるいま、第九条を擁護することはそれほど非現実的ではない、と。

このような判断を、あの超大国を支持する政治的現実主義者たちは笑いとばすことだろう。現実主義者たちは、いまだに世界を、カントが18世紀に見たのとちょうど同じように、ホップズ的な「自然状態」と見なし、カントの永遠平和の理念をヨーロッパ的な「夢」と呼び、たとえ不完全で

あるにしても現に存在している諸国連合と世界市民社会とをあえて無視するのである⁽¹¹⁾。このような現実主義者たちの目には、第九条はカントの「夢」よりさらに甘い「夢」であろう。このような現実主義者の見解も現在の世界の一つの解釈には違いないが、あまりにも時代錯誤的である。それは、国連に基礎をもつ世界秩序の構想に比べて「現実主義的」であるわけでは、もはやない。現実主義者たちがその時代錯誤的な考えを「現実主義的」だと誇るとしても、それはたんに超大国の「夢」を代弁しているにすぎない。

4 植民地主義批判と第九条

最後にもう一つ、永遠平和論のきわめて重要な主張と第九条との関連を考えておきたい。それは植民地主義批判である。すでに見たように、カントが永遠平和論において世界市民法／権を「訪問権」に制限した理由の一つは、植民地主義に対する批判である。第三確定条項の説明の後半を読めば、カントがヨーロッパ列強の植民地主義を念頭に置いて叙述を進めていることは明らかである。カントは「われわれの大陸の文明化された諸国家、とくに商業活動の盛んな諸国家の非友好的な態度」(四八～四九、358)と「敬虔について空騒ぎし、不正を水のように飲みながら、正統信仰で選ばれたものと見なされたがっている列強諸国」(五〇、359)の不正な所業を手厳しく批判している。興味深いことに、カントは中国と日本に言及し、次のように述べている。「中国と日本が、これらの来訪者を試した後で、次の措置をとったのは賢明であった。すなわち前者は、来航者は許したが入国は許さず、また後者は来航すらもヨーロッパの民族(国民)のうちの一民族(国民)にすぎないオランダ人だけに許可し、しかもそのさいに彼らを囚人のように扱い、自国民との交際から締め出したのである」(四九、359)。世界市民法／権の

「制限」ということでカントが明らかにしようとしたのは、たしかにすべての人は、ヨーロッパ列強も含めて、地球上のすべての国で友好的に扱われる権利をもっているが、それ以上のことを要求したり勝手気ままにふるまったりする権利はもたない、ということである。

ヨーロッパ列強の植民地主義に対するこのような痛烈な批判は、私の見るところ、国際法や世界市民法／権の理念と並ぶ、いや、正確に言えば、それらの本質を成す重要な主張である。カントの植民地主義批判は、たんに時事的な批判であるにとどまらず、カントの道徳哲学・法哲学の根本原理に、つまり人間の根源的権利にかかわるものである。

さて、すでに18世紀に登場したカントの批判もむなしく、植民地主義は20世紀の半ばまで続いた。そして、現代のさまざまな問題の多くが、直接的にあるいは間接的に、植民地主義に起源をもっている。ヨーロッパ列強の植民地主義に対して「賢明に」対処した日本もまた、19世紀半ばの開国以後の近代化の歩みのなかで、帝国主義的な強国の一つとして振る舞い、朝鮮半島、台湾、満州を植民地化したのである。

このような植民地主義の罪過に、われわれはどのように向き合うべきだろうか。難しい問いである。この問いをめぐる議論を十分に展開することはここではできないが、少なくとも次のことは言えるであろう。植民地主義は20世紀半ばまで終わらず、紛争や貧困など現代の多くの問題の直接的・間接的起源はそこにある。この点もまた、現代において道徳と法とにかなった世界秩序を構想するときに見逃してはならないであろう。にもかかわらず、国連憲章は植民地主義の罪過に言及せず、植民地主義の負の遺産に対する眼差しは、グローバリゼーションをめぐる議論から抜け落ちていることがしばしばである。

同じことは、日本にも当てはまる。日本が第九

条を採択した理由の一つとして植民地主義に対する反省があったとはいいがたい。そして、残念なことに、植民地主義の罪過とそれに対する責任とは、日本の市民社会においてはさまざまに議論されてきたものの、いまだに日本は国家として過去の植民地主義に対する責任に十分真剣に向き合っているとは言えない。それゆえ、日本の過去の植民地主義は、第二次世界大戦中のさまざまな国際法違反とともに、いまなお東アジア・東南アジアの国々に暗い影を落とし、これらの国々と日本との間の「友好（歓待）」を阻害しているのである。

カントの永遠平和論は、道徳と法とにかなった世界秩序の観点から、植民地主義を批判している。現代においてもまた、永遠平和論の提示するような世界秩序を構想するさいに、過去の植民地主義に対する反省と、新たな形の植民地主義に対する批判が不可欠であろう。ここにも第九条の意義を見出すことができる、と言うとすれば強引だろうか。植民地主義の後ろ盾になったのは強力な常備軍であった。その常備軍を放棄することを謳う第九条は、国際社会と世界市民の公共圏とに、第二次世界大戦後の日本と国連とが共通の出発点とすべきであった、過去の植民地主義に対する悔恨の念と責任を想起させ続ける。そして、その意義は、唯一の超大国になった合州国が、あたかも植民地主義とは無関係であるかのような顔をして、帝国主義さながらの姿勢で、新たな世界秩序を構築しようとしている現在の世界情勢を顧慮するならば、いっそう大きいように思われる。

註

- (1) 池内紀訳『永遠平和のために』集英社、2007年および中山元訳『永遠平和のために』光文社古典新訳文庫、2006年。
- (2) カントの平和論はウィルソンによる国際連盟の提唱に受け継がれていると一般的に評価されており、また、カントの平和論は、
- (3) 第九条を擁護する議論において実際に引きあいに出されることがある（たとえば深瀬忠一ほか編『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言』勁草書店、1998年）と麻生多聞が指摘している（麻生多聞『平和主義の倫理性』日本評論社、2007年、7頁）。その意味では、この謳い文句は間違っていない。
- (4) 訳文は宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫による。ただし、筆者の判断で訳文を変えたところがある。また、引用箇所は岩波文庫版の頁を漢数字で、アカデミー版カント全集第8巻の頁を算用数字で示す。
- (5) カント『人倫の形而上学』三六三頁（アカデミー版カント全集第6巻237-238）、野田又男責任編集『世界の名著39』中央公論社、1979年所収。
- (6) カント『人倫の形而上学の基礎づけ』二七四頁（アカデミー版カント全集第6巻429）、野田又男責任編集『世界の名著39』中央公論社、1979年所収。
- (7) ドイツ語の“Recht”は「法」という意味と「権利」という意味とを兼ねている。以下では文脈に沿うかぎり「法／権利」と記す。
- (8) この点については以下の拙論で詳論した「〈9・11〉後の世界と〈平和の定言命法〉」『倫理学研究』第36号、晃洋書房、2006年。
- (9) このような姿勢で永遠平和論を読みなおす試みの一例として、ユルゲン・ハーバーマス「二百年後から見たカントの永遠平和という理念」ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルッツ・バッハマン編（紺野茂樹、田辺俊明、舟場保之訳）『カントと永遠平和——世界市民という理念について』未来社、2006年。

さないとすれば、日本はいかにして集団的安全保障に貢献できるのか、という問いを避けて通ることはできない。これは、第九条をめぐる最近の論争に付きまといつづける問いである。国連による平和維持活動が必要とされる場合には、日本もその負担を公平に分担すべきであると思われる。この問いに対する十分な答えを示すことはここではできないが、少なくとも次の二つの点を確認しておきたい。まず、日本が何らかの武装部隊を海外に送ることが許されるとすれば、それは国連の決議に基づく活動に限られるということ。つぎに、紛争解決の手段には、さまざまな市民的・非軍事的方法があり、その重要性和有効性が広く認識されるようになってきているということ。いずれにせよ、軍事的介入は、大国の恣意的

な決定ではなく国連の正統的な決定に基づいて、あくまで当該地域の人々のために遂行されるのでなければならない。

- (10) 目加田説子『地球市民社会の最前線』岩波書店、2004年、45頁。
- (11) たとえばロバート・ケーガン（山岡洋一訳）『ネオコンの論理——アメリカ新保守主義の世界戦略』光文社、2003年。

[付記] 本稿は、2007年11月23日にボンの早稲田大学ヨーロッパセンターで開催された「独日倫理学コロキウム：グローバル化の時代における倫理 (Deutsch-japanisches Ethik-Kolloquium: Ethik im Zeitalter der Globalisierung)」において口頭発表した原稿に、大幅に加筆・訂正して成ったものである。